



# えひめ消費者志向おもいやり経営 シンボルマーク・ロゴタイプ募集！！



1人何点でも  
応募可能！

プロ・アマは  
問いません！



「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」を行った事業者（以下、「自主宣言事業者」といいます。）による事業活動を统一的にPRし、広く県民（消費者）に知っていただくため、シンボルマーク・ロゴタイプを公募により作成します！



## 1. 作品の仕様

- ◆シンボルマーク（図）とロゴタイプ（文字）を組み合わせたものを募集します。ロゴタイプの文字は、「えひめ消費者志向おもいやり経営」としてください。
- ◆「えひめ消費者志向おもいやり経営」の趣旨を踏まえたデザインとってください。
- ◆シンボルマークとロゴタイプは単独でも使用することがあります。
- ◆自主宣言事業者が行う事業活動の中で、名刺への掲載や印刷物（リーフレット、チラシ、冊子、シールなど）、看板など、えひめ消費者志向おもいやり経営の周知・啓発活動に使用します。
- ◆色数の制限はありませんが、金色・銀色などの特色やグラデーションは不可とします。また、拡大、縮小、単色（モノクロコピー含む）で使用することがあります。

## 2. 募集期間

**R3.4.14**  ~ **6.30** 

採用された方には、**3万円**  
相当の賞を贈呈します！

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

## 3. 応募方法

- ◆愛媛県ホームページに掲載している応募用紙を使って応募してください。  
詳しくは、[県HPトップ](#)>くらし・防災・環境>消費生活・県民生活>消費者啓発  
[⇒えひめ消費者志向おもいやり自主宣言について](#) から。
- ◆または、右記QRコードからアクセスしてください。
- ◆作品は1枚につき1作品とってください。
- ◆作品は、以下のいずれかの方法で提出してください。なお、持参・郵送の場合は、作品が折れ曲がらないように御注意ください。
- ◆応募用紙の取得ができない場合は、A4判（縦297mm、横210mm）の白紙（縦長）を使用し、縦横15cmの正方形を書いて、枠内にデザインを見やすく、上下が分かるように描き、別紙に**必要事項**を記載の上、応募してください。



### 必要事項

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ①氏名（ふりがな）、年齢、性別 | ④メールアドレス       |
| ②郵便番号、住所        | ⑤職業（学校名・学年）    |
| ③電話番号           | ⑥作品の説明（200字以内） |

### ◆【持参】

「6 応募・問い合わせ先」まで御持参ください。  
（土日祝日を除く、8時30分～17時15分までの間にお願いします。）

### ◆【郵送】

「6 応募・問い合わせ先」までお送りください。なお、封筒表面に  
「えひめ消費者志向おもいやり経営シンボルマーク等応募」と記載してください。

### ◆【電子メール】

「6 応募・問い合わせ先」のアドレスに送信してください。  
なお、件名は「えひめ消費者志向おもいやり経営シンボルマーク等応募」としてください。  
◆サイズは2MB以下とし、解像度350dpi以上で、PDF、JPEG、BMP、PNG、Word形式のいずれかで提出してください。  
◆1件のメールにつき1つの作品とってください。

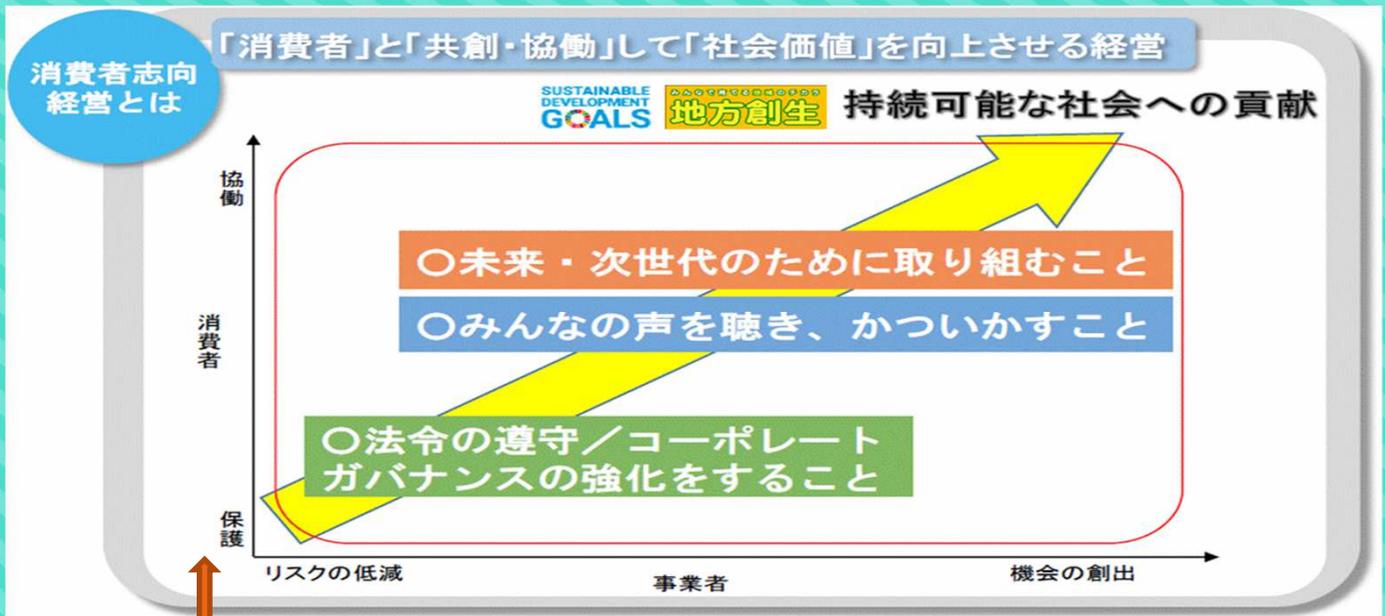
## 4. 選考

- ◆一次選考を経て、自主宣言事業者を含めた選考委員による最終選考を実施し、1点を選定します。（9月上旬予定）
- ◆なお、採用作品及び受賞者のお名前及び御住所（市区町村名まで）を発表させていただきますので、御了承ください。（通知は採用作品の受賞者にのみ行います）

◆えひめ消費者志向おもいやり自主宣言とは、

愛媛県では、健全で安全・安心な消費社会と持続可能な社会の実現に向け、消費の面からSDGsの達成に寄与するため、事業者が消費者を重視した事業活動「消費者志向経営」と、環境・人・地域に配慮した消費行動である「おもいやり消費」を支える事業活動の推進に一体的に取り組む「えひめ消費者志向おもいやり経営」の推進に取り組んでいます。

「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」は、この趣旨に御賛同いただく事業者の皆様、その取組方針を表明いただくものです。



《えひめ消費者志向おもいやり経営》（主に、上図のタテ軸に深く関連）

資料出典：消費者庁



## 5. その他注意事項

- ◆応募作品は、自作・未発表のもので、第三者が有する著作権、商標権その他法律上保護される一切の権利を侵害しないものに限り、万が一著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合は、その責任・解決はすべて応募者の責任と費用で対応していただくものとします。
- ◆採用作品が、すでに他で使用されているものと同じ、又は類似していることが判明した場合には、選考結果の発表後であっても採用を取り消すことがあります。
- ◆受賞者は、採用作品に係る権利の譲渡等に関する契約を締結していただくこととなります。
- ◆採用作品の知的財産権に係る一切の権利は愛媛県に帰属するものとし、愛媛県が商標及び意匠出願をすること、並びに受賞者が著作者人格権を行使しないことについて御了解いただきます。
- ◆応募に要する一切の費用は応募者の負担とします。
- ◆応募に当たり御提出いただいた個人情報、本募集事務以外では使用しません。
- ◆応募作品は、採用・不採用にかかわらず返却しません。
- ◆採用作品の使用に当たっては、原案を尊重しながら、補正・修正を付加して使用させていただくことがあります。
- ◆採用作品がイラストレーター等で作成されている場合は、当該データの提出をお願いすることがあります。

## 6. 応募・問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
 愛媛県県民環境部県民生活局 県民生活課 くらし安全・安心グループ  
 電話：089-912-2336 FAX：089-912-2299  
 E-mail：kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp